変更届作成の手引き（工事編）

令和８年 11 月更新
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

競争参加資格の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」（以下「変更届」という。）を本手引に従って提出してください。

１．変更届の提出が必要な場合

	変更事項	添付書類
法人	商号又は名称	登記事項証明書の写し
	本店（建設業許可上の主たる営業所）の住所	登記事項証明書の写し又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し ※役員兼任に関する変更がある場合は、業態調書（様式３）
	代表者の氏名及び役職 ※代表者が他の建設業者の役員を兼任している場合は、役員兼任情報の変更も必要となります。	
	本店の電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	本店の建設業許可に関する情報 ・建設業許可工事種別に関する変更（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。） ・許可区分（特定、一般）の変更 ・建設業許可番号の変更（※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	・本店の建設業許可工事種別を証明するもの（建設業許可関係の変更届出書の写し等） ・当該工種が含まれる総合評定値通知書の写し（建設業許可工事種別を追加する場合に限る。）
	営業所の名称、住所及び建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの （建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	営業所の郵便番号及び電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	営業所の新設（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの （建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	営業所の閉鎖	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書（様式３）
	合併により消滅したとき	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。 ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
	破産により解散したとき	
	合併又は破産以外の事由により解散したとき	

	廃業したとき(一部廃業も含む) ※建設業許可が廃業になったことによって、工事種類の認定が取り下げになる場合は、変更届に工事種類の認定取り下げについても記載してください。	建設業許可関係の廃業届の写し ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
個人	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本又は抄本の写し
	電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	建設業許可に関する情報 ・建設業許可工事種別に関する変更（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。） ・許可区分（特定、一般）の変更 ・建設業許可番号の変更（※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	・建設業許可工事種別を証明するもの（建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等） ・当該工種が含まれる総合評定値通知書の写し（建設業許可工事種別を追加する場合に限る。）
	親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書（様式３）
	死亡したとき	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。 ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
	廃業したとき(一部廃業も含む) ※建設業許可が廃業になったことによって、工事種類の認定が取り下げになる場合は、変更届に工事種類の認定取り下げについても記載してください。	建設業許可関係の廃業届の写し ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
経常ＪＶ	代表会社の代表者名、商号又は名称、住所	登記事項証明書の写し
	代表会社の電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	各構成員の親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書（様式３）

２．変更届の提出が不要な場合

変更事項	備考
建設業許可の更新に伴う建設業許可番号の変更	
支店長等の変更	変更届の提出は不要ですが、委任状を提出している場合は、提出している各機関へ委任状を再提出してください。

※工事種類の追加については、随時の競争参加資格申請が必要です。随時受付の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事）作成の手引き」をご参照ください。

３．変更届の提出方法

(1)　**オンライン申請方式**（当機構指定リンク（Box）からのファイルアップロードによる提出方式）

変更届の電子ファイルを**１つの zip ファイルにまとめて、下記リンク先にアップロードしてください。**

変更届アップロードリンク
https://jrtt.ent.box.com/f/ba10b6db10634048a8e4ebbf52389424
受付時間
09：30～17：00 （土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

※　提出する zip ファイルのファイル名には「種別・提出日・会社名」を記載してください。

（zip ファイルの名称例）2026 年 11 月 2 日提出の場合

工事	【工事】20261102_〇〇〇株式会社.zip

※　zip ファイルにはパスワードを設定しないでください。

※　申請者側のセキュリティ設定等により、Box にアクセスできない場合がございます。そのような場合は、お手数ですが、文書郵送方式によるご提出をお願いします。

【オンライン申請方式における注意事項】

・変更届にご担当者様の氏名、電話番号を必ず記入してください。

・変更届のファイル形式はエクセル、添付資料のファイル形式はPDFにしてください。

・行政書士が代理申請する場合は、委任状を添付資料に追加してください。郵送による原本提出は不要です。

・変更届をアップロードしていただいた日を受付日とします。なお、受付時間以降にアップロードした場合は、翌営業日の受付となります。

・**メール等による受付完了のご連絡は行っておりません**ので、あらかじめご了承ください。なお、受領印が必要な場合は、誠にお手数ですが、文書郵送方式にてご提出ください。

(2)　**文書郵送方式**

郵送による場合、下記の住所までご提出ください。

提出先 （郵送）	〒231－8315　神奈川県横浜市中区本町 6－50－1(横浜アイランドタワー) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 調達契約部　契約管理課　資格審査担当 電話　045（222）9041

なお、受領の確認を希望される際は、変更届（鏡）の写しと返信用封筒（切手貼付し、宛先を記載したもの）を同封してください。受領印を押印し、返信します。